

令和9年4月1日から下水道使用料を改定します

中井町の公共下水道事業は平成11年度に供用を開始し、生活環境の改善や浸水被害の軽減、公共用水域の水質保全等の役割を担ってきました。平成29年度で整備工事は概ね完了しましたが、今後は人口減少等による使用料収入の減少、近年の物価高騰による維持管理費や管渠の更新費用の増加などが見込まれ、経営を取り巻く環境は年々厳しくなっています。

使用者の皆様にご負担いただいている下水道使用料は、家庭や事業所から発生する汚水処理に要する維持管理費に充てていますが、使用料収入だけでは賄うことができないため、毎年、一般会計から多額の繰入を行っています。

こうしたことから、中井町下水道運営審議会に「下水道使用料の改定について」諮問したところ、令和8年3月に「一般会計からの繰入に依存した経営を改善する必要がある、使用料改定はやむをえない」との答申がありました。町としても、答申のとおり、健全で持続可能な下水道事業の経営資源を確保するため、供用開始から据え置いてきた下水道使用料を改定することはやむをえないと判断しました。令和8年9月に「中井町下水道使用料条例の一部改正」を中井町議会定例会に上程し、議決を受けたことで、下水道使用料を改定させていただくことになりました。

引き続き下水道の接続率の向上を図るとともに、経費節減に努めてまいりますので、使用者の皆様にはご負担をおかけすることとなりますが、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1ヶ月あたりの下水道使用料(消費税抜)

下水道使用料モデルケース

単身世帯

8m³/月 (1ヶ月・消費税抜)

改定前	改定後
550円	850円

3・4人世帯

20m³/月 (1ヶ月・消費税抜)

改定前	改定後
1,200円	1,800円

区 分		改定前	改定後	差額
基本料金	10 m ³ まで	550円	850円	300円
超過料金 1 m ³ あたり	11~20 m ³	65円	95円	30円
	21~30 m ³	80円	100円	20円
	31~50 m ³	90円	110円	20円
	51~100 m ³	100円	125円	25円
	101~500 m ³	120円	145円	25円
	501~1000 m ³	125円	150円	25円
	1001~5000 m ³	130円	155円	25円
	5001 m ³ ~	140円	160円	20円

※下水道使用料は、奇数月に水道メーターの検針を行い、偶数月に水道料金と一緒に2ヶ月分を請求させていただく形となります。2ヶ月あたりの水道料金・下水道使用料は町ホームページ(右QR)をご参照ください。



使用料改定

令和9年4・5月例月分(納期限:6月30日)より新使用料が適用されます。

令和9年2月	令和9年3月	令和9年4月	令和9年5月
2・3月例月分	検針	4・5月例月分	検針

令和9年2・3月例月分は3月中に検針を行いますので、旧使用料にて請求させていただきます。

(旧使用料にて計算) ← → (新使用料にて計算)

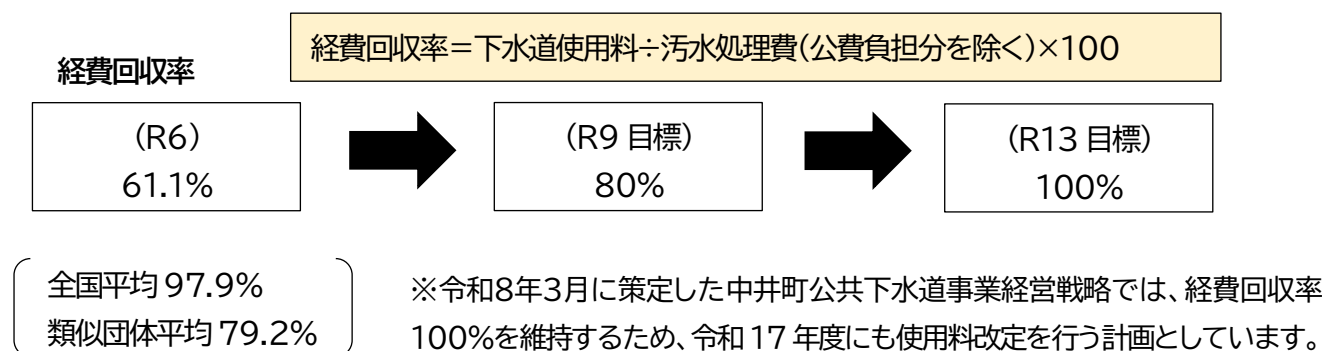
下水道使用料の改定について

公営企業として独立採算制の経営を目指しており、経営改善に向けた下水道使用料の見直しを定期的に行うことが求められています。

汚水処理に関する費用は、原則、使用料収入で賄うべきとされており、使用料収入で汚水処理費をどれだけ賄えているかを示す経費回収率は、令和6年度で 61.1%です。現状、不足分を一般会計から基準外繰入れを行うことで賄っていますが、これは、下水道の使用者以外の方にも負担をしていただいていることになるため、公平な費用負担とは言えません。

持続可能で安定した経営を行うためには経費回収率が 100%以上にすることが求められますが、経費回収率を 100%となるよう一度に改定を行うと使用者の負担が急増してしまいます。使用者の負担軽減を図るため、町としても、中井町下水道運営審議会からの答申のとおり、経費回収率を令和9年度に 80%、令和13 年度に 100%となるよう使用料改定を2回行うことが適切であると考えます。その後も5年を目途に使用料の見直しを検討いたします。

令和9年度からの下水道使用料については、答申で示された使用料体系に改定させていただきます。全階層の平均改定率は 27.5%となります。経営の安定を図るため、基本料金及び低水量ランクの超過料金の底上げが第一となりますが、一般家庭が物価高騰による影響を受けていることも鑑み、ある程度抑えるよう配慮し、高水量ランクの超過料金まで幅広く改定を行うことで経費回収率の向上を図ります。平均的な一般家庭の想定となる1ヶ月 20 m³の税抜使用料を県内市町村と比較してみると、中井町の現行使用料は 1,200 円で最安価、改定後の 1,800 円は県内で6番目に低い形となる予定です(他市町村でも経費回収率向上のため、使用料改定が随時行われており順位は変動する場合があります)。



※今後の排水量・財政状況等を注視し、令和10 年度に中井町下水道運営審議会に改めて「下水道使用料の改定について」諮問を行い、令和13 年度以降の使用料改定について審議を行う予定です。

(問合せ先 中井町上下水道課
電話 0465-81-3903(直通))